

青森県報

第七十号

令和元年
十月十五日
(火曜日)

目次

告 示

○青森県親子等生活実態調査の実施……………	(こども)	… 一
○公共測量の実施……………	(監理課)	… 一
○右 同……………	(同)	… 二
○右 同……………	(同)	… 二

告 示

青森県告示第三百五十号

青森県親子等生活実態調査を次のとおり実施するので、青森県統計調査条例（平成二十一年三月青森県条例第十二号）第三条の規定により告示する。

令和元年十月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 調査の目的

青森県内における母子世帯、父子世帯、養育者世帯及び寡婦（以下「ひとり親世帯等」という。）の生活実態及び福祉需要を把握し、その福祉を推進するための基礎資料を得ることを目的とする。

二 調査対象の範囲

県内に居住するひとり親世帯等

三 報告を求める事項及びその基準となる期日

1 報告を求める事項は、次に掲げる事項とする。

- (一) 世帯の状況
- (二) 調査対象者の状況
- (三) 就業の状況
- (四) 子どもの状況
- (五) 福祉制度の利用状況

2 報告を求める基準となる期日は、令和元年十一月一日とする。

四 報告を求める者

青森県内のひとり親世帯等のうちから別に定める方法により抽出した者とする。

五 報告を求めるために用いる方法

調査票の送付及び記入済調査票の回収を郵送により行う郵送調査とする。

六 報告を求める期間

令和元年十一月一日から同年十一月三十日までとする。

青森県告示第三百五十一号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年十月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

国土交通省東北地方整備局青森河川国道事務所

二 測量の種類

公共測量（三級水準測量）

三 測量の期間

令和元年九月十九日から令和二年一月三十一日まで

四 測量の地域

五所川原市大字十三～同市大字錦町

青森県告示第三百五十二号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年十月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

国土交通省東北地方整備局青森河川国道事務所

二 測量の種類

公共測量（三級水準測量）

三 測量の期間

令和元年九月十九日から令和二年一月三十一日まで

四 測量の地域

五所川原市大字小曲（弘前市大字百田）

青森県告示第三百五十三号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年十月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

国土交通省東北地方整備局青森河川国道事務所

二 測量の種類

公共測量（航空レーザ測量）

三 測量の期間

令和元年九月二十日から同年十二月十八日まで

四 測量の地域

弘前市 外

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円七十三銭